文化財保存活用地域計画を策定します

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に位置付けられた文化財の保護・活用に関する総合的な法定計画です。文化財全般の保存継承への道筋を定め、地域の特徴を生かした文化資源の活用を目指します。市では令和5年度から作成を開始し、7年度の認定を予定しています。

問い合わせ　文化財保護課（☎㉓5997）

スズメバチの巣の駆除費補助

スズメバチの巣を駆除した費用を補助します。

補助金額　駆除に要した費用の2分の1（上限1万円）

対象　次の全ての要件を満たす人▽市内においてスズメバチが営巣している土地もしくは建物の所有者、管理者または貸借する個人（事業者は除く）▽業者によりスズメバチの巣を駆除すること▽市税の滞納がないこと

持ってくる物　駆除に要した費用の領収書・同一場所の駆除前と駆除後の写真

その他　▽必要書類は市ホームページまたは環境課窓口で配布しています▽業者によって駆除費用が異なるため、事前に複数の見積りを取ってください

申し込み・問い合わせ　領収日から30日以内に環境課（☎㊵2264）へ

優良自動車運転者表彰

次の要件に該当し、表彰を希望する人は、6月1日以降に発行する無事故無違反証明書を添えて藤岡交通安全協会へ申請してください。

地区表彰　警察署長・藤岡交通安全協会長の表彰▽銅章＝5年以上無事故・無違反

県表彰　県警察本部長・県交通安全協会理事長の表彰▽銀章＝10年以上無事故・無違反（銅章を受けていること）▽金章＝15年以上無事故・無違反（銀章を受けていること）▽金冠銀章＝20年以上無事故・無違反（金章を受けていること）▽金冠金章＝30年以上無事故・無違反（金冠銀章を受けていること）▽旭日金冠章＝40年以上無事故・無違反（金冠金章を受けていること）

共通要件　過去に同種の表彰を受けていないこと

申請期間　7月21日㈮まで

表彰時期　秋の全国交通安全運動期間

その他　無事故無違反証明書の取得申請は、直接または郵便振替用紙で群馬県総合交通センター（前橋市元総社町）へ

問い合わせ　藤岡交通安全協会（☎㉓0075）

地域振興調整費補助金

多野藤岡管内の地域活動団体などが新たに実施する地域振興および活性化を図る事業に対し、補助金を交付します。

募集期間　随時

対象　商工会議所・商工会・観光協会・自治会・NPO法人など

対象事業　▽地域学習および連携の推進▽交流・移住の促進▽地域における危機管理体制の整備▽地域における産業の振興▽広域観光の促進または地域の観光振興▽市町村の地方創生の取組支援と連携推進▽官民共創の促進▽地域のニューノーマル対応およびデジタルトランスフォーメーションの促進▽その他、振興局の目標達成に効果的であると多野藤岡振興局長が特に認める事業

補助金額　補助対象事業経費の2分の1以内の額（上限30万円）

その他　申請前に藤岡行政県税事務所に相談してください

問い合わせ　藤岡行政県税事務所（☎㉒5101）

社会福祉協議会会費

社会福祉協議会は、住みやすく支え合いを実感できるまちづくりを目指した福祉事業に取り組んでいます。事業は、皆さんからご協力いただいた会費などによって運営されています。区長を通じて会費を募集しますので、ご協力をお願いします。

期間　6月30日㈮まで

金額　▽普通会費＝1世帯300円▽賛助会費＝1人1000円以上

問い合わせ　市社会福祉協議会（☎㉒5647）

情報公開と個人情報保護制度実施状況

問い合わせ　総務課（☎㊵2227）

情報公開制度

市が持っている行政情報の公開を求める市民の権利を保障することにより、市民の市政参加を促進し、市政運営の透明化を確保することを目的とした制度です。

公開請求できる人　市内に在住・在勤・在学している人、市内に事務所・事業所を有する個人または法人やその他の団体、公開を求める内容に利害関係を有するもの。市内に住所を有しない個人または法人である場合は、任意的公開としての申請を受け付けています

個人情報保護制度

個人のプライバシーを守るため、市が持っている個人情報の適正な取り扱いをルール化することにより、市民が自己の情報の開示や訂正を請求する権利を保障し、公正で開かれた市政の推進に役立てる制度です。

情報公開請求件数（令和４年度）

	決定内容	件数	公開方法	件数
公開請求件数35件	公開	6件	閲覧のみ	0件
			写しの交付のみ	26件
	部分公開	20件	閲覧と写しの交付	0件
	非公開			9件

個人情報開示請求件数（令和４年度）

	決定内容	件数	開示方法	件数
開示請求件数1件	開示	0件	閲覧のみ	0件
			写しの交付のみ	1件
	部分開示	1件	閲覧と写しの交付	0件
	非開示			0件

環境月間

６月５日は「環境の日」です。1972年６月５日に開催された「国際連合人間環境会議」を記念して制定されました。日本でも６月を「環境月間」と定め、環境の保全について関心と理解を深めるとともに、積極的な環境保全活動を行う啓発をしています。市民の皆さんも、環境に配慮した行動を実践しましょう。

問い合わせ　環境課（☎㊵2264）

空き地の管理は適正に

これから夏にかけて空き地などでは急激に雑草が繁茂します。

適正に管理されていない空き地では、害虫や火災の発生のほか、ごみが不法投棄される場合があります。所有者や管理者は、周辺住民の迷惑にならないよう、定期的に草を刈るなど、適正に管理を行いましょう。また、刈り取った草は可燃ごみとして指定ごみ袋に入れ、収集所に出すか清掃センターへ直接搬入してください。

犬や猫は正しく飼いましょう

犬や猫の愛くるしい姿やしぐさにより癒される人がいる一方で、無責任な飼育の仕方や野良猫への餌やり、犬猫のフンの放置などにより迷惑を受ける人もおり、苦情相談が増えています。

犬のフンは必ず持ち帰り、適正に処理をするとともに、猫は自宅内でトイレのしつけを行うようにしましょう。また、猫の放し飼いは交通事故や近所とのトラブルの原因となるため、できる限り室内で飼うようにし、避妊・去勢手術を行いましょう。

不法投棄は犯罪です

不法投棄は自然環境を破壊し、生活環境を脅かす重大な犯罪です。「少しだから」「ほかの人もやっているから」などといってごみを捨てると、廃棄物処理法により懲役または罰金、もしくはその両方が科せられる場合があります。一人一人の責任ある行動で住みよいきれいなまちづくりをしましょう。

害虫は早期駆除にご協力を

アメリカシロヒトリやチャドクガなどの害虫に関する相談が増えているほか、県内ではクビアカツヤカミキリなどの特定外来生物による被害が拡大しています。

害虫の防除は樹木の管理者の責任で行うことになっており、発生初期の幼虫は枝ごと切り取り、踏みつぶす方法が効果的です。

そのまま放置していると隣地にも害虫が広がり被害が拡大するため、定期的に樹木を見回り、早期駆除に協力してください。

管理者が適正な対応を行わない場合もあるため被害を受ける前の自己防衛策も必要です。

地球温暖化対策のため節電に取り組みましょう

藤岡市から排出される温室効果ガスのうち約20％は家庭から排出されています。衣類を軽装にして冷房の設定温度（目安28℃）を控えるなど、一人一人が身近にできることから温暖化対策に取り組みましょう。